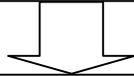


パブリック・コメント（意見公募）手続の流れ

実施機関 基本計画や条例などの案を作成



パブリック・コメント手続の実施

実施機関 ○政策等の案の公表（最終的な意思決定前）
～公表資料～
政策等の案：条例案は条文形式のほかに案の概要
関係資料：趣旨、目的等当該政策等の案を理解するために必要な資料
～公表方法～
（必ず）町ホームページに掲載，担当窓口等での閲覧又は配布
（必要に応じ）町広報紙に掲載，報道機関への発表等

↑
募集期間
30日以上
↓

町民等 ○政策等の案に対する町民からの意見等の提出
～提出方法～
郵便，ファクシミリ，電子メール及び書面で持参
（住所又は所在地，氏名又は名称，電話番号等の明記）

実施機関 ○提出された町民の意見等の考慮

反映できる意見について，その意見に基づく修正案の内容と理由を整理	提出された意見について，それに対する町の考え方を整理
----------------------------------	----------------------------

実施機関 ○政策等の意思決定



実施機関 ○意思決定結果の公表
～公表資料～
・最終的に意思決定された案
・提出された意見（類似意見は集約）とそれに対する町の考え方
・公表した案の修正内容と理由
～公表方法～
（必ず）町ホームページに掲載，担当窓口等での閲覧又は配布
（必要に応じ）町広報紙に掲載，報道機関への発表等

町 パブリック・コメント手続案件の一覧表の作成・情報提供（町ホームページ）